

【令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告について】

町では、令和2年分の
所得税及び復興特別所得
税の確定申告の受付けを
次のとおり実施します。

す。その場合、新たに加算税が賦課される場合のほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければならない場合がありますので、ご注意ください。

■所得稅等確定申告期間

○受付期間
2月16日（火）～
3月15日（月）まで
(土・日曜、祝日除く。)

■インターネットで確定申告 「e-Tax」の「」利用を

○受付時間
午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
※最終日3月15日（月）
の受付は正午まで

クス）とは、自宅やオフィスからインターネットを利用して利用できるパソコンで、確定申告などの手続きができるシステムです。ぜひご利用ください。

○申告会場 公民館（2月15日（月））までは、還付申告のみ、税務住民課窓口で受付はます。

にお手続きください。

にお手続きください。
また、平成31年1月か
らは、カード不要の申告

方法やスマートフォン等による申告方法も可能となりました。

⑥青色申告特別控除の改正
⑦ひとり親控除の創設
⑧寡婦控除の改正

また、新型コロナウイルス感染症に関する税務上の取扱い関係について、ご不明な点は、名寄税務署へお問合せください。

■公的年金等を受給されている人へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、給与所得など公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税等の確定申告をする必要はありませんが、所得税等の還付を受けるための申告をすることはできます。

なお、ご利用の際に必要な、マイナンバー（個人番号）カードを新たに取得される人は、交付申請が集中した場合、カードの作成に時間を要し、確定申告を行う期間に交付が受けられない可能性がありますので、お早め

■税制改正等注意点について

にて
い

す。

- ① 紹介所得控除の改正
- ② 公的年金等控除の改正
- ③ 基礎控除の改正
- ④ 所得金額調整控除の創設
- ⑤ 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正